

専門実践教育訓練等の受講を希望する方へ

訓練前キャリアコンサルティングのご案内

専門実践教育訓練等（専門実践教育訓練及び特定一般教育訓練）の教育訓練給付金の受給を希望される方は、原則として訓練開始日の2週間前までに訓練前キャリアコンサルティングを受け、住所を管轄するハローワークにおいて受給資格の確認を受ける必要があります。

訓練前キャリアコンサルティングとは？

訓練受講前に職務経歴の棚卸や自己理解の促進、キャリア形成の方向付けを行って、希望される教育訓練が今後の職業生活における目標等に照らし、ご本人のキャリア形成に資するものであるかを考えるため、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを行います。

ご利用には事前予約が必要です

<電話番号>03-6225-2335（受付時間：平日9:00～17:30）

<WEB予約> <https://carigaku.mhlw.go.jp/icc/ccform2-flow/>

※厚生労働省から委託を受けた民間事業者(株式会社パソナ)がキャリア形成・

リスキリング相談コーナーを運営し実施しています。



各ハローワークにおける訓練前キャリアコンサルティングの実施日

■令和6年4月～11月の実施日

飯田橋	水・金	渋谷	月・火・木・金	池袋 (サンシャイン 庁舎)	月・水・木・金	立川	木・金
上野	木					青梅	第2・第4水
品川	火・木	新宿 (西新宿 庁舎)	月・火・水・金	墨田	火・水	三鷹	火・木
大森	月・金			木場	月・水・木	町田	火
王子	月	足立	火・金	八王子	月	府中	水・金

■令和6年12月～令和7年3月の実施日

飯田橋	月～金	新宿 (西新宿 庁舎)	月～金	池袋 (サンシャイン 庁舎)	月～金	三鷹	月・火・木・金
上野	月・火・木						
品川	月～金	渋谷	月～金	木場	月～金	青梅	水・木
大森	月～金		月～金	八王子	月～金	町田	火・水・金
王子	月・水・金	墨田	月～金	立川	月～金	府中	月～金

実施にあたっての留意事項

- ・訓練前キャリアコンサルティングを受ける際は予め記入したジョブ・カード（※以下参照）をご持参ください。（パソコン作成の場合は印刷したものをお持ちください。）
- ・実施時間は、原則1回概ね60分を目安にしています。なお、1回のキャリアコンサルティングで終わらない場合、別の日に2回目を行うこともあります。
- ・在職中の方も、必ず事前にキャリアコンサルティングの受講が必要です。
- ・専門実践教育訓練等の教育訓練給付金の支給に係る相談は、雇用保険給付窓口へお問い合わせください。

ジョブ・カードの記入にあたって

ご自身の職務経歴・実績や職業能力等を「見える化」し、今後のキャリア形成に役立てることができるツールです。様式に添ってこれまでの学習歴や職務経歴などを振り返り、将来に向けた希望や目的などを考えながら記入してください。

- ◆ジョブ・カード様式は、マイジョブ・カードサイト（厚生労働省）からダウンロードできます。

https://www.job-card.mhlw.go.jp/guidance/download_blank



※訓練前キャリアコンサルティングを受ける際は、
上記のジョブ・カード様式のうち
様式1－1 [キャリア・プランシート]
様式2 [職務経歴シート]
様式3－1 [職業能力証明（免許・資格）シート]
様式3－2 [職業能力証明（学習歴・訓練歴）シート]
の4種類の様式にご記入の上、当日にご持参ください。

ジョブ・カード記入にあたっての留意事項

- ◆ジョブ・カードは、専門実践教育訓練等の教育訓練給付金受給資格確認の際に、ハローワークに提出する書類の一つとなるため、虚偽の記載をされた場合は、責任を問われる場合があります。
- ◆過去にジョブ・カードの作成支援を受けたことがある場合は、作成済みのジョブ・カードをお持ちいただくことができますが、**様式1－1 [キャリア・プランシート]**は、専門実践教育訓練等の教育訓練給付金受給資格確認時にハローワークに提出する必要があるため、**新たに記入をお願いします**。また、作成済みのジョブ・カードの内容に**変更がある場合も、記入をお願いします**。